令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に関する提案書

令和6年2月20日

提案書作成責任者 株式会社プレック研究所

取締役

葭葉(旧姓:辻阪) 吟子

電 話:03-5226-1102 FAX:03-5226-1113

メール: kikaku-k@prec. co. jp

はじめに -

本書は、令和6年度環境影響評価制度最適化調査業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

目次
1. 業務の基本方針
2. 業務の実施方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 1 仕様書3.1 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査の
業務内容 2
2. 2 仕様書3.2 陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の
実現に向けた設計及び検証の業務内容3
2. 3 仕様書3.3 環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理の
業務内容 4
2. 4 仕様書3.4 有識者等へのヒアリングの業務内容
3. 業務の実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
4. 業務の実施体制
4. 1 執行体制、役割分担等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
4. 2 従事者の実績、能力、資格等・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
5. 組織の実績
6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況
7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況 14
8. 企業等の賃上げの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
8. 1 事業年度(又は暦年)における賃上げの実施

1. 業務の基本方針

(1)業務の背景と目的の認識

- ・環境影響評価法は、施行からおよそ 10 年を目途に改正が検討されており、平成 23 年 4 月の法改正の本格施行(平成 25 年)から 10 年が経過、制度の運用確認や制度改正検討の時期にあたります。平成 23 年の改正では、計画段階配慮手続や報告書手続き(環境保全措置の公表)の新設、電子縦覧の義務化に加え、風力発電事業の対象事業への追加等が主なポイントでした。その後、法改正公布直前に発生した東日本大震災後の電力ひつ追への対応と再生可能エネルギー推進の観点から、平成 24 年には風力発電、地熱発電等のアセス手続き迅速化の措置が展開されました。さらに、令和元年 7 月には太陽電池発電所を法対象とする政令改正が行われ、令和 2 年 4 月より施行されています。
- ・風力発電所の環境影響評価をめぐる最近の動きとしては、令和2年10月の菅内閣総理大臣の「2050年カーボンニュートラル」宣言により再生可能エネルギーの主力電源化及び最大限の導入が求められたことから、経済産業省及び環境省は、「令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」を設置、令和3年3月、環境影響評価法の対象となる風力発電所の適正な規模要件等を示す報告書を公表しました。同報告書を受けて、令和3年10月には風力発電所の法対象規模要件を引き上げる政令改正が行われました。また、令和3年6月の「規制改革実施計画」において、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な風力アセスの制度について迅速に検討・結論を得ることとされたことから、令和3年度より検討が開始されました。
- ・一方で、再生可能エネルギーの大量導入は様々な環境問題や地域との軋轢を生じています。これは、 風力発電による環境影響が必ずしも事業規模によるのではなく立地条件に依拠するものが多々存在する ことや、環境配慮や地域とのコミュニケーションを適切に実施しない事業者が存在することによると考 えられます。また、気候変動問題と同様に生物多様性保全も地球規模での喫緊の課題であるということ を踏まえた検討が求められています。このような背景の下、「令和4年度再生可能エネルギーの適正な 導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会」において、風力発電の特殊性や現行制度の課題を 踏まえ、地域と共生する風力発電の導入を最大限加速化するための新たな制度的対応の方向性について、 一定の結論が得られたところです。
- ・本業務は、以上のような状況を受けて、関連する各種制度の状況や社会情勢の変化等をふまえつつ、 次の法改正に向けて報告書制度の運用確認等を行うとともに、陸上風力発電に係る新たな制度的対応に ついて、令和4年度末に得られた結論と令和5年度の検討状況を踏まえて、より詳細な制度設計と新た な制度の有効性の検証、制度化に向けた検討会の開催やパブコメ支援を行うものと認識します。

(2)業務の基本方針

① 陸上風力発電の最大限の導入と適正な環境共生・地域共生との両立の実現に向けた調査、分析、検討

・陸上風力発電に係る新たな制度的対応についての詳細な制度設計証等の業務において、地域共生型の 風力を支援するとともに、重大な影響が懸念されるものや迷惑施設と捉えられる風力発電には厳しく対 応していく制度となるよう配意することはもちろんですが、フォローアップ業務や環境影響評価の制 度・運用面の課題に係る情報収集・整理においても、法アセス対象事業うち圧倒的多数を占める陸上風 力の実態を踏まえ、陸上風力発電の最大限の導入と適正な環境共生・地域共生との両立の実現に資する 調査、分析、検討となるよう努めます。

② 環境影響評価制度だけでなく他の関連制度の動向を踏まえた調査、分析、検討

・再生可能エネルギー導入における適切な環境配慮・地域共生の実現は、環境影響評価法のみで達成するものではなく、地方公共団体のアセス条例や個別の規制法や、関連の各種制度と一体となって実現していくものです。温対法の促進区域制度の動向や生物多様性保全に係る国・自治体の取組動向等もふまえつつ、全体として最適なシステムとなるような制度枠組みを検討します。

③ 効果的な業務実施体制の構築

・貴課発注の環境影響評価制度の検討業務に係る継続性を重視し、平成31年度~令和5年度の関連調査を実施してきた制度に詳しい者を管理技術者として配置するとともに、担当者については、検討会開催やパブリックコメント等を考慮し、過年度担当者に新たな担当者も加えた体制で取り組みます。

2. 業務の実施方法

2.1 仕様書3.1 環境影響評価手続実施後のフォローアップ調査の業務内容

(1) 本提案のポイント

- ◆本業務では、法アセス対象 13 事業について、配慮書、評価書(発電事業は準備書)、補正評価書(発電所は評価書)の各段階の手続きが終了した案件を対象として、次の段階のアセス図書の公表情報を収集・更新し、環境大臣意見及び首長意見の図書及び事業計画への反映状況を確認します。
- ◆報告書制度の導入により、環境影響や環境保全措置の効果の実態把握が どの様に進展したかを確認できるよう、報告書の記載内容について詳細 な分析を行うとともに、法改正に向けた課題の整理を行います。

(2)情報収集・整理の方針及び留意事項

1) 事業計画の進捗状況に関する情報収集

- ・法アセス対象 13 事業について、次段階のアセス図書の公表情報を環境影響 評価情報支援ネットワークにより定期的(週1回を基本)に更新します。
- ・更新情報が得られた事業については、2週間に1回環境省へ報告します。

2) 環境大臣意見及び首長意見の反映状況に関する情報収集・整理

- ・以下の図書における大臣意見等の反映状況を、提供された図書等により 確認します。*※配慮書への意見については必要に応じ整理します*。
 - ◆評価書(発電事業は準備書)に対する環境大臣意見及び首長意見
 - → 補正評価書(発電事業は評価書)において対応状況を確認
 - → 報告書において事業実施及び事後調査を通じた対応状況を確認
- ・個別の意見への対応が次段階のアセス図書のどこに反映されたかがわか るよう、記載箇所のページ、記載内容の概要がわかる対照表としてとりまとめます。

フォローアップの実施段階

3)報告書における事後調査の手法及び結果の詳細等に関する情報収集

・1)で報告書の公表情報が得られた案件を対象に、以下について事業ごとに一覧表として整理します。 事後調査の項目:工事中・供用時別に、対象事業の種類ごとに調査内容について一覧表整理

事後調査の手法:調査地点、調査期日、調査方法、事後調査の時点で実施された「事前の環境保全措置」 事後調査の結果:調査結果、結果の分析(評価書における予測結果との比較、影響の実態等)、追加調査の検討・実施状況、追加的環境保全措置の検討・実施状況、追加調査等検討の過程における専門家等へのヒアリングの実施状況等についてとりまとめ

その他:「環境監視」の結果の記載の有無とその記載内容

・風力発電については詳細な分析を行い、その結果を仕様項目3.2 陸上風力発電に係る新たな環境 アセスメント制度検討に生かします。その他事業については、法改正に向けた課題を整理します。

4) 情報収集・整理等の留意事項

- ・重要な情報が得られた場合には、定期報告まで待つことなく可及的速やかに報告します。
- ・環境大臣意見等への対応状況は、事業者の対応状況のまとめを引き写すのではなく、実際の事業計画 での反映がなされているか、調査や予測は適切か等について、図書の内容にあたって確認します。

(3) 重点的なフォローアップ調査(ヒアリング)対象事業の選定方針

- ・(2)で収集・整理した結果に基づき、以下の方針で重点的なフォローアップ候補を選定します。
 - ✓ 厳しい大臣意見(区域除外、配置取りやめ・離隔等)を付した案件。特に評価書や事後調査報告書等において対応状況が確認できないものは必須
 - ✓ その他環境大臣意見・首長意見への対応状況が確認できないか対応が不十分なもの
 - ✓ 長期間手続きが動いていないもの
- ・また、環境影響の回避・低減の観点から適切な対応がとられているなど、他の事業者にも参考となる 優良事例についても、1 案件程度をヒアリング対象に含めることを検討します。

2.2 仕様書3.2 陸上風力発電に係る新たな環境アセスメント制度の実現に向けた設計及び検証の業務内容

(1) 本提案のポイント

- ◆制度の詳細設計にあたっては、陸上風力発電の適地誘導と導入促進といった新制度導入の政策目標の実現に資するよう、令和 5 年度の検討結果を踏まえつつ、2. 1のフォローアップ調査の結果も活用して、立地等環境影響の低減に配慮している事業は迅速に環境影響評価手続きを終了でき、立地に配慮しないなど問題のある事業は丁寧な手続きを要するしくみとなるよう検討します。
- ◆制度見直しの有効性の検証については、制度のブラッシュアップに資するよう、制度詳細設計の検討状況に応じて適宜、仕様書の①~④について推計し、制度詳細設計にフィードバックします。

(2) 制度の詳細設計の方針

詳細設計項目	検討方針	留意点・課題等
1. 環境影響の程度	・想定振り分け指標である騒音、風車の影、鳥類	・国(法)として守るべき
に応じた手続きの	(重要種・渡り)、生態系、景観のうち、特に丁	景観(眺望)とは何か
振り分け指標及び	寧コースが多くなると思われる指標(例. 鳥類	・土地の安定性、水質(濁
指標ごとの判定基	(渡り)や判定基準に不明確な点が残る指標	り)、土地改変量等振り分
準	(例. 景観) に着目して検討。	け指標外の事項の取扱い
	・フォローアップ結果(準備書・評価書の記載内	・地元地方公共団体意見で
	容、厳しい大臣意見との関係等)も勘案し検討。	でてきた事項の取扱い
2.事業影響予測書	・事業影響予測書の目次・記載項目を検討。特に以	・振り分け指標以外の地域
の作成手続き	下の項目は重点的に検討。	情報(現地域概況に相
	✓事業計画の記載項目(事業者の自由度許容)	当)の取扱い
	✔振り分けの為の環境情報(事業者の自由度許容)	・自己判定でアセス終了を
	✔地域(地方公共団体)からの意見・情報	想定する場合の今後の環
	・事業予測書案の手続きの詳細(特に地域コミュニ	境配慮計画、事後調査計
	ケーションの手続きの内容・方法、日数等)	画等の記載必要
3. 立地の再検討手	・立地の再検討結果(影響低減の方針)の作成方法	・アセスの実施方法(現方
続き	(図書の目次、記載項目等)、手続きの詳細(特	法書に相当する内容)の
	に公告・縦覧・説明会、一般意見、知事等意見聴	記載、公表、審査必要
	取、環境大臣及び経産大臣意見発出等の方法、日数	・立地の再検討が不十分な
	等)について、現行アセス手続きを参考に検討。	場合の取扱い
4. 準備書以降の手	・手続きの詳細(特に公告・縦覧・説明会、一般意	・準備書から評価書の過程
続き	見聴取、知事等意見聴取、環境大臣及び経産大臣	での手戻り規定(風車配
	意見発出等の方法、日数等)について、現行アセ	置の大幅変更、立地再検
	ス手続きを参考に検討。	討結果と異なる計画等)

(3) 新制度の有効性検証の方針

有効性検証の項目	検討方針	留意点・課題等
①設計した指標・基	・REPOS*1陸上風力のポテンシャル情報(地上高 90	・建物情報は住居以外を含
準を踏まえた国内	mの平均風速 5.5m/s 以上、100mメッシュ)と	むこと、鳥類関係は 10 km
の導入ポテンシャ	EADAS*2等の GIS 情報を用いて、各指標・判断基準	メッシュのため丁寧コー
ル	ごとに該当する(立地が制約される)メッシュ数を	スが多くなる。
	集計。また、全指標を勘案してポテンシャルメッシ	
	ュにおける3つの手続きコース別の面積を集計。	
②既存の準備書及び	・既存の準備書及び評価書を用いて、簡易基準(既存	・既存事業において丁寧コ
評価書の分析によ	資料ベース)と詳細基準(現地調査結果ベース)に	ースが多くなりすぎない
る各手続きへ振り	よる振り分けを実施。コース別集計、準備書と評価	こと、また厳しい大臣意
分けられる想定割	書の振り分け結果の比較、丁寧コースに振り分けら	見の事業が適切に判定さ
合	れた理由、厳しい大臣意見との関係等を整理。	れていることが重要。
③各手続きに要する	・(2) で設定した各手続き日数の設定と、フォローア	・所用期間の短縮化を目指
想定期間	ップ調査で把握している各手続き段階の所用日数の	す。実績では評価書作成
	実績値を踏まえ、各手続きに要する日数を算定	期間が極めて長期化。
④制度運用に係る行	・行政コストとして、環境大臣、経済産業大臣及び	・知事等意見形成は地方公
政コスト	知事等の意見形成に要する行政担当者及び審査会	共団体により差が大きい
	等専門家の人日数を推計、集計。	可能性大。

- *1:REPOS (リーポス) 再生可能エネルギー情報提供システム。環境省が開設、運営するサイト。
- *2: EADAS (イーダス) 環境アセスメントデータベースシステム。環境省が開設、運営するサイト。

2.3 仕様書3.3 環境影響評価の課題に係る情報の収集・整理の業務内容

(1) 本提案のポイント

◆環境影響評価制度を最適化するために解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題としては、「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」において、5. 新制度の枠組みと今後の検討事項として掲げられている項目のうち、2. 2で検討対象となっている新制度の詳細設計以外の部分を主に対象として情報を収集整理します。

「令和 4 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会報告書」における新制度の枠組みと今後の検討事項

- ①規模以外の環境影響を考慮した対象事業の範囲の設定、②事業影響予測書(仮称)の作成、
- ③環境影響の程度に応じた環境アセスメント手続きの振り分け、④適切かつ柔軟な環境アセスメント手続き、⑤事後調査の実施と結果の報告、⑥累積的影響を適切に評価するための情報の集約・公表、⑦その他
- このうち②、③、④は2.2の制度の詳細設計対象の為、ここでは①、⑤、⑥、⑦が対象。

(2)情報収集・整理の方針

・令和4年度の検討会報告書に記載された以下の課題(今後の検討事項(ただし上記検討対象のみ)について、以下の方針で情報を収集・整理し、検討を行います。

※下表の検討事項のうち網掛けは中長期の課題、それ以外は直近の課題

本 数 の 検 的 事 気 の プラ M 的 財 の で	「大別のMB、C40M/NGELLのMB	
令和4年度検討会報告書に おける今後の検討事項	情報の収集・整理方針	留意点等
① 規模以外の環境影響を	○以下の資料から今後の事業の可能性を想定	・制度の実効性の観点
考慮したアセスメント	・再エネ特措法の仕組み(価格動向等)	(捕捉可能性、審査
対象事業の範囲の設定	・実際に導入されている陸上風力の規模の動向	の処理能力等)
・新制度の対象事業の下限	流通する風車の規格の動向	・旧制度の1万kW目安
値の検討	○影響の考え方について、以下の観点を検討	・小規模風力の扱いは
112 - 1504 1	・1基であっても著しい影響の可能性はあるか	課題との指摘有り
	・地域のシンボル的な小規模事業の扱い	7,100
⑤ 事後調査の実施と結果	○2.1の報告書の分析を活用した項目等検討	・予測等の不確実性が
の報告	・陸上風力の報告書の分析(調査項目、手法、	ある場合に限らず、
・事後調査及び報告書の項	結果等、監視項目も含む)	知見が蓄積するまでは
目・内容の検討	・併せて各種報告書作成の手引き等の分析	広く調査が必要(騒
・事後調査結果を集約・分	○洋上風力の動向も踏まえたしくみの検討	音、鳥類、景観等)
析し指標・基準にフィー	・洋上風力におけるモニタリングデータの取扱	・事後調査結果による個
ドバックするしくみ	(環境省の一元的管理や分析等に関するしく	別事業のフォローも重
	み等)の考え方や検討状況の情報収集	要
⑥ 累積的影響を適切に評	○環境影響評価情報支援ネットワークでの図書	・令和 2 年度の検討会
価するための情報の集	公開協力状況の分析	当時との図書公開協
約・公表	・環境省資料に基づく事業種別公開協力状況、	力状況の比較。
・アセス図書を国が一元	風力発電における事業者別協力状況等分析	・図書公開については
的、継続的に集約・公表	○環境アセスメント学会による提言等を踏まえ	アセス法改正検討に
・情報を国が分析し累積的	たアセス図書公開のしくみ検討	おける議論とも連動
影響の予測評価手法の充	・環境アセスメント図書の制度的公開について	・予測のための条件の
実	(提言)(2023年5月)の内容の整理・分析	提供等に係る部分
	・学会関係者等ヒアリング	と、累積的影響の評
	○累積的影響検討に必要な条件、手法等を整理	価に関する手法充実
	・累積的影響を予測している事例の収集、分析	の両面が重要
7. その他	○地球温暖化対策の推進に関する法律の地域脱	・ポジティブゾーニン
・温対法の脱炭素化促進区	炭素化促進区域設定及び脱炭素化事業の認定	グと 30by30 等保護区
域制度との調整	に係る情報の収集・整理	拡大との関係にも留
・地方の再エネ条例等との	・都道府県、市町村での取組状況把握。国が定	意
関係	める基準、都道府県基準と振り分け指標・基	・地域との情報共有を
	準の関係整理	目的とした再エネ条
	○地方の再エネ条例等に係る情報収集・整理	例等との重複運用の
	・自治体 HP 等確認、都道府県等ヒアリング	状況に着目

2.4 仕様書3.4 有識者等へのヒアリングの業務内容

(1) 本提案のポイント

◆制度の詳細設計及び検証、その他解決が必要な直近及び中長期の制度・運用面における課題に係る情報収集整理にあたってのヒアリング対象として、①検討会委員及びオブザーバ、②検討会委員以外の学識経験者、③自治体、④関係業界団体等を予定します。

(2)ヒアリング対象者と選定理由等

1)検討会委員及びオブザーバ

<u> 1 / 仮的五女兵</u>	1)検討会会員及びオノザーハ						
区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等					
検討会座長	大塚直	・制度設計・検証及び課題関係全般					
	(早稲田大学法学部 教授)	・洋上風力アセス制度、温対法制度にも精通					
検討会委員	阿部聖哉	・制度設計、振り分け指標(生態系)					
	((一財) 電力中央研究所 副研究参事)	• 環境審査顧問会風力部会部会長					
	荒井歩	・制度設計、振り分け指標(景観)					
	(東京農業大学地域環境学部 教授)						
	片谷教孝	・制度設計全般					
	(桜美林大学リベラルアーツ学群 教授)	・自治体の審査会等の実態にも精通					
	勢一智子	• 制度設計全般					
	(西南学院大学法学部 教授)	・地方の立場、温対法制度にも精通					
	関島恒夫	・制度設計、振り分け指標(鳥類)					
	(新潟大学農学部 教授)	· 環境審査顧問会風力部会顧問					
	田中充	・制度設計全般					
	(法政大学 名誉教授)	・アセス制度全般、自治体の制度に精通					
	錦澤滋雄	・制度設計、地域コミュニケーション					
	(東京工業大学環境・社会理工学院 准教授)	・風力の紛争事例、合意形成に精通					
	山本貢平	・制度設計、振り分け指標(騒音)					
	((一財) 小林理学研究所 理事長)	・元環境審査顧問会風力部会顧問					
オブザーバ	(公財)日本自然保護協会	・自然保護の立場から、風力アセスに精通					
		・振り分け指標(生態系)					
	(公財) 日本野鳥の会	・鳥類保護の立場から、海外事例にも精通					
		・振り分け指標(鳥類)					

2) 検討会委員以外の学識経験者

区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等
図書公開等	環境アセスメント学会	・アセス図書の制度的公開についての提言
	(図書公開制度の提言に関わった方等)	(現状、制度的課題、公開のあり方等)
振り分け指	北村亘	・振り分け指標(鳥類)
標の専門的	(東京都市大学環境学部 准教授)	・風力発電の鳥類影響に精通
助言	斉藤馨	・振り分け指標(景観)自然公園等景観
	(東京農業大学地域環境学部 嘱託教授)	に精通、環境審査顧問会風力部会顧問

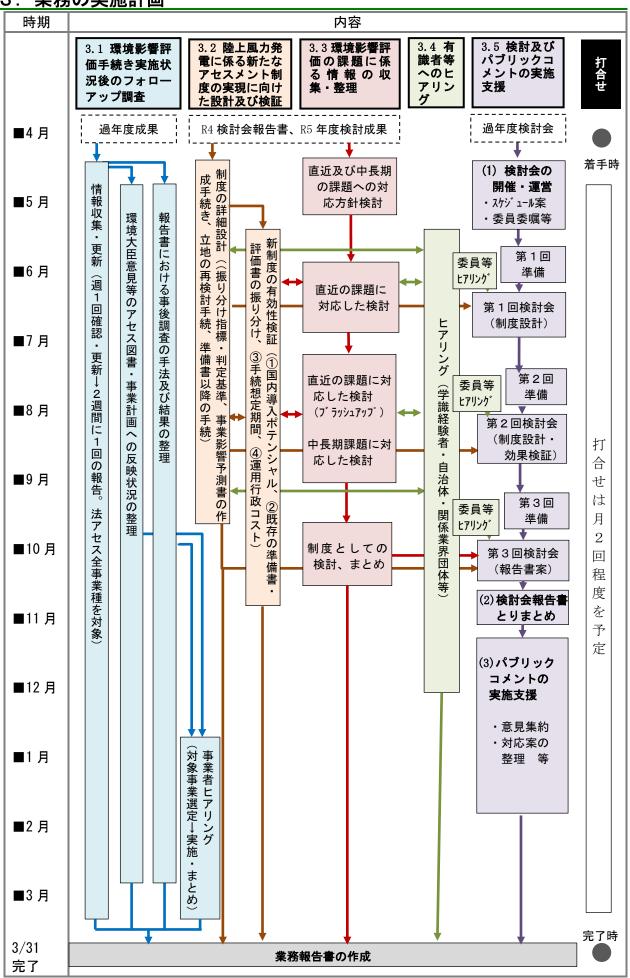
3) 自治体

区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等
風力発電が 多く立地す る都道府県 等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、島根県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等(※事業数5件以上の県、R5年度ヒアリング状況を踏まえ選定)	・自治体の立場から制度(特に地域コミュニケーション等)、振り分け指標全般・風力発電に係る紛争等の状況・温対法の促進区域制度等の状況・管内市町村の再エネ条例等の状況 等

4) 関係業界団体等

区分	ヒアリング対象者	選定理由・ヒアリング内容等
事業者団体	(一社) 日本風力発電協会	・陸上風力発電所の動向(立地、規模等)
		・新制度の効果等に関する意見
	※必要に応じ、主要事業者の個別ヒアリングも検討	・業界の自主アセス、図書公開等取組状況
アセス関係	(一社) 日本環境アセスメント協会	・新制度の効果等に関連する情報(所要日
団体		数、アセス技術動向、事業者の意向等)
		・現状の風力アセスにおける課題 等

3. 業務の実施計画



4. 業務の実施体制

- 4.1 執行体制、役割分担等
- ◎執行体制

本業務では、現在履行中の令和5年度環境影響評価制度最適化調査業務等過去の環境影響評価に関す **る各種業務に携わってきた実績豊富な技術者を責任者として配置**し、業務の円滑な履行を実現します。 また、風力発電影響等の技術情報収集の社内バックアップとして、環境調査部門等(動植物調査の専 門スタッフ支援、GIS サポート) や全国の地方事務所の技術者の支援体制を予定いたします。



従事する主たる担当者 (責任者)

葭葉(辻阪) 吟子

技術士(総合技術監理部門、環境部門、建設部門)

3. 1環境影響評価手続き実 施後のフォローアップ調

> 担当者 家倉 凌

技術士 (環境部門)

担当者 日髙 芙美 3. 2陸上風力発電に係る新 たな環境アセスメント制 度の実現に向けた設計 及び検証

担当者

茂木 紀夫 技術士 (環境部門)

> 担当者 家倉 凌

技術士 (環境部門) 担当者

山口 土筆

3. 3環境影響評価の課題に 係る情報の収集・整理

> 担当者 家倉 凌

技術士 (環境部門)

担当者

日高 芙美

担当者

西原 美佳

担当者 山口 土筆 3. 4有識者等へのヒアリング 3. 5再生可能エネルギーの 適正な導入に向けた環

境影響評価のあり方に 関する検討及びパブリ ックコメントの実施

担当者

茂木 紀夫

技術士 (環境部門)

担当者 西原 美佳

担当者

山口 土筆

※必要に応じて他の担当者 も参加、支援を予定。

社内パックアップ(本社:鳥類・生態系等に係る知見、GIS サポート、地方:地域における風力発電情報等)

本社:環境調査部門等 地方: 東北事務所、中部事務所、大阪事務所、九州事務所、沖縄事務所 .

◎役割分担

以下の6名を中心に業務を実施する予定です。

●: 主担当者 ○: 担当者 ・: 必要に応じ参加

	配置予定		担当する分担業務の内容 (仕様書の項目)					
	技術者名	20113 11 11	全体 統括	3. 1	3. 2	3. 3	3. 4	3. 5
主たる担当者 (責任者)	葭葉(辻阪) 吟子	取締役	•					
	茂木 紀夫	環境計画部・主査			•		•	•
	家倉 凌	環境計画部・主査 環境アセスメント研究センター兼務		0	0	•	•	•
担当者	日髙 芙美	環境計画部・研究員 環境アセスメント研究センター兼務		•		0	•	•
	西原 美佳	環境計画部・研究員				0	0	0
	山口 土筆	環境計画部・研究員			0	0	0	0

4.2 従事者の実績、能力、資格等

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名	葭葉		生年月日	昭和 31 年 4 月 15 日	
所属・役職	- 安全		経験年数(」 うち本業務の類似業務の従事 ^年	
	取締役		42年(42年	手)	
専門分野		響評価に関する分野			
			環境一環境保		
所有資格			環境保全計画 建設環境	・登録番号:第・登録番号:第	
川月貝加		<u> </u>) · 登録番号: 16	
		· <u>···································</u>		7 22,77,11	
経歴(職歴)	/学位)	· ·	大学院文学研究	究科心理学専攻 修了 入社	
所属学会		環境アセスメント学会、計画	画行政学会、 和	都市計画学会	
類似業務の実	実績				
業務名<発泡	主者>	業務内容			履行期間
令和4年度 評価制度最		本業務は、環境影響評価制度 告書制度の運用状況、迅速化 分析を行うとともに、令和3	の成果の検証	等について必要な情報収集・	令和4年6月 ~
業務<環境省	;>	速に検討・結論を得ることとえた効果的・効率的な風力ア	セスの制度の	検討を行ったものである。	令和5年3月
令和3年度 等の環境影響	響評価制	本業務では、令和2年度に引き 大臣主宰の下で開催された「再 タスクフォース」において取り	生可能エネルキ	デー等に関する規制等の総点検	令和3年4月 ~
度に関する記 業務<環境省		いる環境影響評価法の対象とた 発電のスコーピング機能の強化	よる風力発電所	「の規模要件見直し及び太陽光	令和4年3月
令和3年度3		本業務は、環境影響評価制度全 況、環境アセスメントの具体的			令和3年4月
評価制度最近 業務<環境省		の大臣意見等のフォローアップ 情報収集・整理・分析を行い、	課題の把握を	行ったものである。	令和4年3月
令和2年度 等の環境影響		本業務では、脱炭素社会の実 続可能な社会を構築するため ついて、令和2年12月1日	の適切かつ合 こ内閣府特命打	・理的な環境影響評価手続に 担当大臣主宰の元で開催され	令和2年12月
度に関する。 委託業務<環		た「再生可能エネルギー等に おいて取り上げられた環境影 件見直し及び、これに伴う必 ものである。	響評価法対象	となる風力発電所の規模要	~ 令和3年3月
令和2年度3 評価制度最3 業務<環境省	適化調査	本業務は、環境影響評価制度全 響評価法改正により創設された	報告書制度の対けられた環境で な情報収集・整	運用状況、平成 28 年 6 月の マセスメントの具体的な迅速化 整理・分析等を行ったものであ	令和2年4月 ~ 令和3年3月
平成 31 年度	環境影響	運用状況の確認を行い、課題の本業務は、環境影響評価制度全	把握等に努めて	たものである。	T-40: F : F
評価制度高度 業務 <環境省>		評価法改正により創設された報制改革実施計画」に位置付けられた報果の検証等について、必要な情	告書制度の運 れた環境アセス	用状況、平成 28 年 6 月の「規 スメントの具体的な迅速化の成	平成31年4月 ~ ~ 令和2年3月
平成 30 年度評価制度高度業務		本業務は、環境影響評価制度全位 年の環境影響評価法改正により 年6月の「規制改革実施計画」 的な迅速化の成果の検証、大規	創設された報 」に位置づけら	告書制度の運用状況、平成 28 られた環境アセスメントの具体	平成30年6月
<環境省>		アセス手続き後のフォローアッ等を行ったものである。			平成31年3月

類似業務の実績	類似業務の実績				
業務名<発注者>	業務内容	履行期間			
平成 29 年度諸外国の 環境影響評価制度等 調査業務 <環境省>	本業務は、我が国における環境影響評価制度の効果的な運用と改善のため、北米2カ国、欧州5カ国及びEU等を対象に、SEAの状況、風力アセスの制度、太陽光発電に係るアセスの制度、気候変動への対応、nontechnicalペーパー関連情報、最新のガイドライン策定状況等について、既存資料調査及び訪問によるヒアリングにより把握、整理を行ったものである。	平成 29 年 9 月 ~ 平成 30 年 3 月			
風力発電等導入支援事業/環境アセスメント調査早期実施実証事業/環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施等における環境影響実態把握) < 民間、元発注 NEDO>	本業務は、環境アセスメントの迅速化を推進するうえでの、調査・予測・評価手法の重点化・簡略化の考え方について知見を得るため、既設及び工事中の風力発電施設において、鳥類、騒音・低周波音、景観、工事中の大気環境を対象として、事業規模や立地特性等に応じ、実際にどのような環境影響が生じているかの実態を把握し、建設前の状況との比較検討を行ったものであり、鳥類及び景観の現場の実態調査を行うとともに、共同実施者として景観に関する評価実験及びその結果の解析を担当した。	平成 28 年 8 月 ~ 平成 30 年 2 月			
平成 28 年度環境影響評価関係総合調査業務 <環境省>	本業務は、環境影響評価制度のより適切かつ効果的な整備・運用を図るため、 平成23 年度に公布された環境影響評価法改正及び同改正時の国会附帯決議、風力発電所の法対象事業追加、大規模災害時における環境影響評価、海洋における環境影響評価といった最近の動向を踏まえ、必要な情報収集・整理・分析等を行ったものである。	平成 28 年 7 月 ~ 平成 29 年 3 月			
平成 27 年度環境影響 評価関係総合調査業 務 <環境省>	本業務は、環境影響評価制度のより適切かつ効果的な整備・運用を図るため、 平成23 年度に公布された環境影響評価法改正及び同改正時の国会附帯決 議、風力発電所の法対象事業追加、放射性物質に係る適用除外規定の削除、 大規模災害時における環境影響評価といった最近の動向を踏まえ、必要な情 報収集・整理・分析等を行ったものである。	平成 27 年 9 月 ~ 平成 28 年 3 月			
平成 26 年度環境影響評価法対象事業等基礎情報調査業務	環境影響評価法の対象となる事業については、環境影響評価法施行令において規定されているが、平成24年10月に風力発電所が追加されたように、社会の情勢の変化や技術の進展などにより、適宜見直しが行われている。本業務は、今後国内において実施が見込まれる事業などであって、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがありうる事業の有無等について、その事業内容や環境への影響の程度等の調査を行ったものである。	平成 26 年 10 月 ~ 平成 27 年 3 月			

主な手持ち業務の状況(令和6年2月20日現在 4件)				
業務名<発注者>	業務内容	履行期間		
5-6 生物多様性地域戦略策定支援業務委託 <茨城県つくば市>	本業務は、生物多様性にかかる必要な調査、課題の把握、情報のとりまとめ、施策の方向性の検討等を実施し、実効性の高い物多様性地域戦略を策定するもの。	令和5年4月 ~ 令和7年3月		
(仮称)国分寺市地球温暖化防止 行動計画(市域版)等策定支援業 務委託 <東京都国分寺市>	本業務は、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた削減目標を定め,脱炭素社会実現に向けた取組を推進するため「(仮称) 国分寺市地球温暖化防止行動計画(市域版)」及び第五次市役所版計画の策定するもの。	令和4年9月 ~ 令和6年3月		
令和5年度環境影響評価制度最 適化調査業務 〈環境省〉	本業務は、環境影響評価制度全体の最適化を図るため、環境 影響評価報告書制度の運用状況等について必要な情報収集・ 分析を行うとともに、学識経験者等へのヒアリングを実施 し、資料をとりまとめる。さらに、陸上風力発電に係る新た な環境アセスメント制度の実現に向けた制度の詳細設計、有 効性の検証等を行うもの。	令和5年4月 ~ 令和6年3月		
2023 年度 国際園芸博覧会に係る環境影響評価支援業務委託 <(一社)2027年国際園芸博覧会協会>	本業務は、横浜市環境影響評価条例に基づく国際園芸博覧会 に係る環境影響評価準備書の手続支援を行うとともに、環境 影響評価書案の作成等を行うもの。	令和5年7月 ~ 令和6年3月		

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野
【担当者】 もてぎ のりお 茂木 紀夫	環境計画部門 環境計画部・主査 <類似業務実績> (環境省) ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(※履行中) <保有資格> ・技術士(部門:環境 分野:自然環境保全)	環境影響評価に関する分野
【担当者】 *<'5 りょう 家倉 凌	環境計画部門 環境計画部・主査 環境アセスメント研究センター兼務 <類似業務実績>(環境省) ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(※履行中) ・令和4年度環境影響評価最適化調査業務 ・令和3年度環境影響評価制度最適化調査業務 ・令和2年度風力発電等の環境影響評価制度に関する調査検討委託業務 ・平成31年度環境影響評価制度高度化調査業務 ・平成30年度環境影響評価制度高度化調査業務 ・平成30年度環境影響評価制度高度化調査業務 く類似業務実績>(自治体) ・あいちミティゲーションにおけるマッチングの定量評価等調査検討(愛知県) <保有資格> ・技術士(部門:環境 分野:自然環境保全) ・樹木医補	環境影響 評価に関する分野
【担当者】 OKA SA 日高 芙美	環境計画部門 環境計画部・研究員 環境アセスメント研究センター兼務 <類似業務実績> ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(深履行中) ・令和4年度環境影響評価最適化調査業務(環境省) ・令和4年度小笠原航空路環境調査委託(東京都) ・令和3年度風力発電等の環境影響評価制度に関する調査検討業務(環境省) ・令和3年度環境影響評価制度最適化調査業務(環境省) ・令和3年度小笠原航空路環境調査委託(東京都) <保有資格> ・該当なし	環境影響評価に関する分野
【担当者】 ELIES An 西原 美佳	環境計画部門 環境計画部・研究員 <類似業務実績>(環境省) ・令和4年度環境影響評価最適化調査業務 <保有資格> ・該当なし	環境影響評価に関する分野
【担当者】 ***(*b つくし 山口 土筆	環境計画部門 環境計画部・研究員 <類似業務実績>(環境省) ・令和5年度環境影響評価最適化調査業務(※履行中) <保有資格> ・該当なし	環境影響 評価に関 する分野

5. 組織の実績(類似業務の実績) 5件

〇: 小丘小式 07 万个小5	ストランストランス 日本	
業務名	令和4年度環境影響評価最適化調査業務	令和3年度風力発電等の環境影響評価制度に 関する調査検討業務
発注機関	環境省	環境省
(名称、所在地)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
(受託者名)	- 株式会社プレック研究所	株式会社プレック研究所
(受託形態) 履行期間	元請	元請
	令和 4 年 6 月 16 日~令和 5 年 3 月 31 日	令和3年4月23日~令和4年3月31日
業務の概要	本業務は、環境影響評価制度全体の最適化を	本業務では、令和2年度に引き続き、脱炭素社
	図るため、環境影響評価報告書制度の運用状	会の実現に向けた社会や技術の変化を踏まえ、
	況、環境影響評価の具体的な迅速化の成果の検	持続可能な社会を構築するための適切かつ合
	<u> 証等について必要な情報収集・分析等</u> を行っ	理的な環境影響評価手続のあり方について、令
	た。また、令和3年6月「規制改革実施計画」	和2年12月1日に内閣府特命担当大臣主宰の下
	にて求められた <u>立地に応じた地域の環境特性</u>	で開催された「再生可能エネルギー等に関する
	を踏まえた効果的・効率的な環境影響評価制度	規制等の総点検タスクフォース」において取り
	<u>のあり方</u> について迅速に検討・結論を得るため	上げられた環境影響評価法の対象となる風力
	の支援を行った。また、前回の環境影響評価法	発電所の規模要件見直し及び手続の迅速化、太
	改正からこれまでの <u>制度の運用状況の確認を</u>	陽光発電のスコーピング機能の強化等につい
	<u>行い、課題の把握等に努めた</u> ものである。	ての調査・検討を行った。
技術的特徴	・環境影響評価法に基づく手続が実施されて	・風力発電の規模要件等について「令和2年
	いる風力発電施設を対象として「令和3年	度再生可能エネルギーの適正な導入に向け
	度環境影響評価制度最適化調査業務」等の	た環境影響評価のあり方に関する検討会」
	既往の調査の成果も踏まえ、風力発電施設	が示した報告書において、継続して検討す
	に係る環境影響評価手続の一層の迅速化の	る課題となった
	ため、文献調査及び都道府県及び風力発電	①「継続して検討する課題」の論点整理
	事業者へのヒアリング (3団体) 等を通じ	②「継続して検討する課題」に関連する情
	て情報収集を行い、迅速化の支障要因等に	報整理
	ついて分析・とりまとめを行った。	について調査・検討した。
	・手続き中の法アセス対象事業について、事業	・また、風力発電の規模要件引き上げに係る
	の進捗状況や環境大臣意見等の環境影響評	パブリックコメントの対応支援を行った。
	価図書及び事業計画への反映状況等につい	・太陽光発電の環境影響評価の実施にあたり、
	て、文献調査、事業者ヒアリング等のフォロ	事業特性・地域特性に応じたメリハリある
	ーアップ調査を実施した。	環境影響評価の項目の選定や、調査・予測及
	・「令和4年度再生可能エネルギーの適正な導	び評価の手法の選定(いわゆるスコーピン
	入に向けた環境影響評価のあり方に関する	グ)の促進に資するよう、立地別に想定され
	検討会」を設置し、2回の会議開催支援を行	る環境影響の整理、環境影響評価の合理化
	った。具体的には、会場準備、Web 配信、会	ためのガイドライン (案) の作成に向けた調
	議資料の作成支援、議事録作成等を行った。	査・検討を行うとともに、パブリックコメン
	・立地に応じた地域の環境特性を踏まえた効	ト対応支援を行った。
	果的・効率的な環境影響評価制度のあり方	・なお、業務の遂行に際しては、有識者等へヒ
	について検討するため、陸上風力発電をと	アリングを行い、意見を聴取しつつ調査・検
	りまく社会的状況、風力発電事業の特殊性	計を行った。
	等の観点から必要な情報の収集・整理を行	・上記のヒアリングの他、学識経験者等で構成
	い、収集された情報や、関係者へのヒアリン	された「太陽電池発電所に係る環境影響評
	グ結果を元に、「より幅広なスクリーニング	価の合理化に関する検討会」、「令和3年度
	の導入」及び「簡易かつ効果的なアセスメン	再生可能エネルギーの適正な導入に向けた
	ト手続き」に係る制度案及びその運用方針	環境影響評価のあり方に関する検討会」、
	案の検討を行った。特にスクリーニング基	「再生可能エネルギーの導入促進と地域と
	準案については、様々な条件設定について事	の共生に関する意見交換会」(以下、検討会
	例等を用いたシミュレーションを行った。	という)の開催支援を行った。
主たる担当者の		
従事の有無	有	有

	Т	Г	
業務名	令和3年度環境影響評価制度 最適化調査業務	令和2年度環境影響評価制度 最適化調査業務	令和2年度風力発電等の環境 影響評価制度に関する調査検 討委託業務
☆◇ ントー トイトイシ 日日	温安 少	rm 144/14	7.7-1777
発注機関	環境省	環境省	環境省
(名称、所在地)	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2	東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
(受託者名)	株式会社プレック研究所 	株式会社プレック研究所	株式会社プレック研究所
(受託形態)	下請	元請	下請
履行期間	令和3年4月5日~	令和2年4月1日~	令和 2 年 12 月 25 日~
	令和4年3月31日	令和3年3月31日	令和3年3月31日
業務の概要	本業務は、環境影響評価制度	本業務は、環境影響評価制度	本業務では、持続可能な社会
	全体の最適化を図るため、報告	全体の最適化を図るため、平成	を構築するための適切かつ合
	書制度の運用状況、環境アセス	23 年の環境影響評価法改正に	理的な環境影響評価手続のあ
	メントの具体的な迅速化の成	より創設された報告書制度の	り方について、内閣府特命担当
	果の検証、アセス手続き実施後	運用状況や、環境アセスメント	大臣主宰の下で開催された「再
	の大臣意見等のフォローアッ	の具体的な迅速化の成果の検	生可能エネルギー等に関する
	$\frac{\mathcal{Z}}{\mathbb{Z}}$ 等について、必要な情報収	証等について <u>必要な情報収集・</u>	規制等の総点検タスクフォー
	集・整理・分析を行い、課題の	整理・分析等を行ったものであ	ス」において取り上げられた環
	把握を行ったものである。ま	る。また、前回の環境影響評価	境影響評価法の対象となる風
	た、前回の環境影響評価法改正	法改正から9年を経過している	力発電所の規模要件見直し及
	から制度の運用状況の確認を	ため、制度の運用状況の確認を	び、これに伴う必要な措置等に
	行い、課題の把握等に努めた。	行い、課題の把握等に努めた。	ついての調査・検討を行った。
技術的特徴	・風力発電所等の設置計画に	・風力発電所等の設置計画に	・風力発電の規模要件につい
	係るアセス手続きついて情	係るアセス手続きや、手続き 中の法アセス対象事業につ	ては、過年度にも様々な検 討がされたが、必要なデー
	報更新及び、迅速化の達成状	いて、事業の進捗状況や環境	タの不足等が課題となり、
	況について事業者へのヒア	大臣意見等の環境影響評価	見直しには至らなかった。
	リング等による情報の整理・	図書及び事業計画への反映	当時の検討から変化した状
	分析を行った。特にアセス手	状況、事後調査報告書の事例	況等を踏まえ、「再生可能
	続きが長期化している要因	が適切に実施されているか	エネルギー等に関する規制
	については、仮設の立案・検	どうか等について、文献調	等の総点検タスクフォー
	証を行った。また、GISデー	査、事業者ヒアリング等の情	ス」において取り上げられ
	タを用いて、風力発電に関す	報の整理・更新、フォローア ップ調査を実施した。また、	迅速に措置することを求め られている課題に関して、
	る情報整理図の更新を 2 回	GISデータを用いて、風力発	必要なデータの収集、調
	実施した。	電に関する情報整理図の更	直 では、
	・手続き中の法アセス対象事業	新を行った。	・太陽光発電の環境影響評価
	について、事業の進捗状況や	・アセス法における参考項目	の実施にあたり、立地別に
	環境大臣意見等の環境影響評	別に大臣意見及び知事意見	想定される環境影響の整
	価図書及び事業計画への反映	の特徴を分析した。	理、環境影響評価の合理化
	状況等について、文献調査、事	・諸外国の風力発電事業のア	ためのガイドライン(仮称)
	業者ヒアリング等のフォロー	セス対象規模要件につい	の作成に向けた骨子案の作成を行った。
	アップ調査を実施した。	て、平成30年度に整理され	・風力発電に係る環境影響及
	・環境省環境影響評価課と経	た情報の再確認および更新	び環境保全措置ついてヒア
	済産業省電力安全課が設置	を目的として、西欧諸国を	リング対象を選定し、第 1
		中心に情報収集を行った。	回「令和2年度再生可能工
	する「再生可能エネルギーの	・ 令和 3 年 3 月 2 日に閣議決	ネルギーの適正な導入に向
	環境影響評価制度における	でかれる中 3月2日に閣議伏 定された「地球温暖化対策	けた環境影響評価のあり方
	対象事業の運用に関する検		に関する検討会」にオブザ
	討会(以下、検討会という)」	の推進に関する法律の一部	ーバーとして参画いただき、意見を聴取した。
	について、開催支援を行っ	を改正する法律案」(温対	・上記の他、3 回の検討会の開
	た。検討会開催後には、パブ	法)に関して、環境影響評価	催にあたって、それぞれの
	リックコメントに付すため	課が実施する自治体向けの	資料作成支援を行うととも
	の資料(「環境影響評価にお	説明会の開催支援を行っ	に、検討会での議論を踏ま
	ける事業の一連性の考え方	た。	え、検討会報告書をとりま
	について」)のとりまとめ支		とめた。
	援を行った。		
主たる担当者の	有	有	有
従事の有無	1,4	1,4	1,4

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

認証の有無: 有

認証の名称:エコアクション21 (認証期間:令和5年5月9日~令和7年5月8日)

(経営における主たる事業所(本社)において取得)



認証・登録証

認証·登録番号 0006955

認証・登録事業者 株式会社プレック研究所

東京都千代田区麹町3丁目7番地6

事業活動 環境調査・アセスメント業務、環境共生計画・環境設計業務、

政策立案・行政計画業務、システム開発業務

対 象 事 業 所 本社、横浜事務所、東北事務所、三陸復興事務所、中部事務所、

大阪事務所、九州事務所、沖縄事務所、生態研究センター小笠原研究所、

奈良事務所

認証·登録日 2011年5月9日

更新・登録日 2023年5月9日

有 効 期 限 2025年5月8日

上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2017年版」(環境省)の 要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構 區

理事長 森本英



7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無: 有

認定等の名称:女性活躍推進法に基づくえるぼし認定(認定段階:3) (計画期間:令和4年11月1日~令和9年10月31日)

基準適合一般事業主認定通知書

平成30年1月19日

株式会社プレック研究所 代表取締役社長 杉尾 大地 殿

平成29年11月21日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので通知します。

認定段階 3

【貴社において満たしている省令第8条第1項第1号イの項目】

採用	継続就業	労働時間	管理職比率	多様なキャリアコース
0	0	0	0	0

東京労働局長

様式第2号(次世代則第一条の二及び第二条

次世代法·女性活躍推進法 一体型

令和 (上年/0月20日

並びに女活省令第一条及び第五条関係) (第一面)

(A4)

一般事業主行動計画策定·変更届

都道府県労働局長 殿

(ふりがな)

一般事業主の氏名又は名称 株式会社 プレック研究所

届出年月日

(ふりがな)

(法人の場合) 代表者の氏名 代表取締役社長 杉尾 大地

主たる事業 建設コンサルタント

〒102-0083

東京都千代田区麹町 3-7-6

電 話 番 号 03-5226-1101

一般事業主行動計画を (策定) 変更) したので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項 又は第4項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の 規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

1. 常時雇用する労働者の数 男性労働者の数

107 人(うち有期契約労働者

9人)

71 人 36 人

2. 一般事業主行動計画を (策定)変更) した日

令和 4 年 10 月 14 日

- 3. 変更した場合の変更内容
 - 一般事業主行動計画の計画期間

女性労働者の数

- ② 目標又は次世代育成支援対策・女性活躍推進対策の内容(既に都道府県労働局長に届け 出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
- その他
- 4. 一般事業主行動計画の計画期間 令和 4年 11月1日 ~ 令和 9年10月31日
- 5. 規定整備の状況
 - ① 有期契約労働者も対象に含めた育児休業制度
 - ② 有期契約労働者も対象に含めたその他の両立支援制度((有)無)
- (有)無)
- 6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日

令和 4 年 10 月 14 日

- 7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
 - ① インターネットの利用(自社のホームページ/女性祗躍・両立支援総合サイト(両立支 援のひろば、女性の活躍推進企業データベース) / その他(
 - ② その他の公表方法

8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法

- ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
- ② 書面の交付
- ③ 電子メールの送信
 - その他の周知方法

社内 HP



- 9. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
 - ① インターネットの利用(女性の液躍推進企業データベース/自社のホームページ/その

② その他の公表方法

)

- 10. 次世代育成支援対策推進法第 13条に基づく認定 (くるみん認定) の申請をする予定 (有・無・(未定)
- 11. 次世代育成支援対策推進法第 15 条の2に基づく特例認定(プラチナくるみん認定) (有・無・(未定) 申請をする予定

8. 企業等の賃上げの実施

8. 1 事業年度(又は暦年)における賃上げの実施

賃金引上げ計画を表明しているか:表明している。

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当社事業年度)において、給与総額を対前年度(又は対前年)増加率1.5%以上とすること従業員と合意したことを表明いたします。

令和6年 2-月 19日 株式会社プレック研究所 東京千代田区麹町三丁目7番地6 代表取締役社長 杉尾 大地

上記の内容について、我々従業員は、令和6年 之 月/6日に、社内の会議時に口頭で、代表者より表明を受けました。

令和6年 2 月/6日 株式会社プレック研究所 従業員代表 給与又は経理担当者

氏名 國府田 智氏名 前多 宏樹

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

様式 ID: 【HOA112】 (Ver. 4. 0) 確認コード:7900-9140-2177 受付番号:20230522104618977418 受付日時:2023/05/22 10:46:18 電子申告済 務署受付 01101 税()印 麹町 日 01101 青色申告 - 連 番 号 税務署長殿 通算グループ 整理番号 整理番号 東京都千代田区麹町3丁目7番地6 納税地 通算親法人整理 番号 事業年度(至)) 5226 -カブシキガイシャ プレックケンキュウショ 法人区分 売上金額 事業種目環境に関する調査業 法人名 株式会社 プレック研究所 R現在の資本金の 95,000,000円 以は出資金の額 95,000,000円非中小法/ 申告年月日 5 0 1 0 0 0 1 0 8 1 7 8 5 通信日付印 確認 庁指定 局指定 同個社 非国族会 同非区分 (フリガナ) スギオ ダイチ 旧納税地及び 旧法 人名等 代表者 杉尾 大地 告 X 分 代表者 東京都港区芝浦4丁目21番1-1217号 闸 咖食 伸 修道 1 日 事業年度分の法人税確定 申告書 令和 4 年 4 月 適用額明細書 提出の有無 (1) (無) 課税事業年度分の地方法人税確定 申告書 税理士法第30条 の書面提出有 例理士法第33条 の2の書面提出有 (省) 令和 5 年 3 月 3 1 B (中間申告の場合の計算期間 H) 所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」) 控所得税の額 8 5 7 9 6 0 6 9 1 3 0 3 (別表六(一)「6の③」) 长 人 税 (52) + (53) + (54) 除 1 9 2 4 8 6 7 2 税 外 国 税 額 (別表六(二)「24」) (52) + (53) + (54) 法人税額の特別控除額 3 8 4 9 7 3 4 額 計 (16) + (17) 1 3 0 3 18 の 控除した金額(12) 1 3 0 3 31 (12) 控除しきれなかった金額 (18) - (19) 0 0 0 0 20 介四 所得税額等の還付金額 (20) į. 留課税留保金額7 0 0 0 保 同上に対する税額 金 (別表三(一) [8]) 以後終 よ金 欠損金の縄戻しに 0 0 よる還付請求税額 法 法 人 税 額 計(2)-(3)+(4)+(6)+(8) 9 8 9 計 (21) + (22) + (23) この申告前の所得金額 (59) この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (64) の 控 除 税 額 1 3 0 3 計 差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12) 0 1 5 3 9 7 6 0 0 欠損金又は災害損失金等の当期控除者 7 5 7 5 7 0 0 中間申告分の法人税額 14 差引確定 (中国中告の場合はその) (括) (14) 場合は、マイナスの (15) (14) 場合は、(22)へ記入 課税 (15) (16) 表別 (15) (16) 表別 (15) (16) 表別 (15) (16) 表別 (16) 表別 (16) 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 7 8 2 1 9 0 0 (別表七(一)「5の合計」) (15) — (14) 場合は、(22)~足入 課稅 所物の確認が支払人物 市 別数かに付款がでは、 長の人規 対する(3) と 計 課 稅 標準法人稅 額 (2) と 計 課 稅 標準法人稅 額 (2) こ還 外国税額の還付金額 の (79) 申付 中 間 納 付 額 占 (40) - (39) 1 5 3 9 8 9 3 8 **20** 43 * 8h* (42) + (43) 1 5 3 9 8 0 0 0 る額 申地方法人税額 こ申 こ 所得の金額に 対する法人税額 45 1 5 8 5 9 9 4 の告 の 3 9 0 法人税額 45 (信) 申 課税留保金額に 告 前 の (69) 47 (69) 47 書 税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14の計」 に 課税留保金額に係る地方法人税額 0 0 0 (58) から の (69) 修場 この申告により納付 正合 すべき地方法人税額 48 る 所得地方法人税額 (32) + (33) + (34) 1 5 8 5 9 9 4 0 0 | (32) + (33) + (34) | (32) | (32) | (33) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) | (34) 8 9 8 1 5 0 0 決算確定の日 還付を受ける金融機 郵便局名等 税 (((89-88)-637)と170つうち少な 金剛 差引地方法人税額 (35)-(36)-(37)-(38) 本店·支店 金庫·組合 出 張 所 本所·支所 預金 1 5 8 5 9 0 0 の は機 日座 番号 ※粉 7 8 0 3 0 0 計 中間申告分の地方法人税額 40 差引確定(中間申告の場合はその 地が法人税額(税額とし、マイナスの (39) - (40) 場合は (43) へ記 3 8 0 5 6 0 0 ※税務署処理欄 理 この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。 (□ 加算税) \pm 税理士 川本典行 署